さいたま市内の医療機関の皆様

平素より大変お世話になっております。地元衆議院議員の村井英樹です。

医療関係者の皆様におかれましては、新型コロナとの闘いの最前線でご尽力下さり、心より感謝申し上げます。

昨年来、新型コロナ対策として、様々な経済対策が措置されておりますが、その中で、現時 点で医療機関でもご利用頂けるものを整理しましたので、是非ご活用ください。

1. さいたま市小規模事業者向け10万円給付金 P2参照

市内小規模事業者に、1 事業者当たり 10 万円を給付します。**医療機関については、個人事業主形態で、常勤職員 5 名以下の場合対象**となります。申請書は市の HP からダウンロードするか、各区役所でも入手可能となります。**3 月下旬から郵送にて申請受付予定**です。

2. 医療機関の感染拡大防止+提供体制確保のための補助金 P3参照

本補助金は、25 万円まで全額補助で、また対象経費に PC・家賃などが幅広く含まれるため使い勝手もよく、既に多くの医療機関にご利用頂いております。今年度分の申請は締め切られましたが、来年度分の申請も近日中にスタート予定ですので、ご不明点などございましたら、お問合せください。なお、既に今年度分を受給されている方は来年度分は対象外です。

3. 売上減少に対する一時支援金 ~ミニ持続化給付金~ P4参照

本年1月~3月いずれかの売上が、対前年(or 対前々年)同月比で半減している場合、<u>法人</u>で原則 60 万円、個人で原則 30 万円受給頂けます。

4. 無利子無担保融資などの資金繰り支援 P5参照

無利子無担保融資については、運用が柔軟化しております。お気軽にお問合せ下さい。

コロナ対策については、国・県・市それぞれで日々更新されております。随時情報収集して おりますので、ご不明点ございましたら、お気軽に村井英樹事務所までご連絡ください。

【村井英樹事務所問い合わせ先】

岩槻区の方(担当:相馬 090-1218-3091) 浦和区の方(担当:尾崎 080-5378-9403)

緑区の方 (担当:石井 080-5505-1911) 見沼区の方(担当:舟本 080-6888-2962)

それ以外の方(担当:二宮 090-8313-0955)

小規模企業者・個人事業主への緊急経済支援(給付金)

(先議) 2月補正

TEL:829-1375 経済局 商工観光部 産業展開推進課

概期

2,070,163千円 予算額

営業時間短縮要請及び中小企業庁による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の対象になっていな 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内小規模企業者等のうち、埼玉県による い者に対する本市独自の緊急経済支援として給付金を支給

艸 《 衣

次のいずれかのうち埼玉県による営業時間短縮要請及び中小企業庁による緊急事態宣言の影響緩和に係る

一時支援金の対象になっていない者

【対象外】 非営利法人、性風俗関連、反社会的勢力、 宗教活動又は政治活動を目的とする者

市内に本社又は本店を有する小規模企業者 (常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の事業者)

市内で事業を行い市内に住民登録のある個人事業主 ※ 副業の場合を除く 0

> 世 翢 S

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること

緊急事態措置の告示日(令和3年1月7日)以前から市内で事業を営んでおり、申請後も引き続き 市内で事業を営む意思を有すること <u>N</u>

市税を滞納していないこと ω_{4}

許認可等を要する業の場合は、当該許認可等を受けていること

給付金額 ന

申請方法

4

1事業者当たり 10万円

【申請受付開始】令和3年3月下旬 郵送申請

配布(各区役所情報公開コーナー) <申請書の配布> (1) 市ホームページからダウンロード <u>N</u>

效果

新型コロナウイルスの影響を受けた小規模企業者等における経営改善に係る取組を一層支援します。

医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援

事業目的

国による直接執行

(予算案:858億円)

- それぞれの機能・規模に応じた地域の役割分 新型コロナの感染が急速に拡大する中で、医療機関・薬局等においては、 担の下で、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、 緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行う。

事業内容

(対象医療機関

院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

- (国力 「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」又は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」のどちらかの補助を受けることができる の補助を重複して受けることはできない)。
- 二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象となる。 *
- 体制確保事業」の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関については、三次補正予算の「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」の方が補助上 **令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関** 限額が高い場合は、差額分を補助。

〔補助基準額〕以下の額を上限として実費を補助

25万円+5万円×許可病床数 病院・有床診療所(医科・歯科)

・ 無床診療所 (医科・歯科) 25万円

訪問看護事業者、助産所 20万円

薬局、

令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用 (従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く) (対象経費)

感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を 提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。 **※**

例:消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CTリース等

看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、本補助金を 活用して、民間事業者に消毒・清掃・リネン交換等を委託することが可能。

一時支援金の概要① 全体

2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動 の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言 の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付いたします

給付対象について

ポント1 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※2

ポント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

給付額

= 2020年又は2019年の対象期間の合計売上-2021年の対象月の売上×3ヶ月

中小法人等

上限60万円

対象期間 対勢月

1月 \sim 3月

個人事業者等

申請受付期間

上限30万円

3月8日 (月) 2021年

5月31日 (月

対象期間から任意に選択した月※3

緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という。)の飲食店と直接・間接の取引があるこ ※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新 型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月 と、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

資金繰り支援

緊急事態宣言再発令(1月8日)に伴う対応

- L1 ○ 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに230万件、43兆円を超える融資・保証を実施。 れまでの実績も踏まえて、3次補正予算において追加で総額29兆円規模(予算額**3兆2,049億円**)の融資・保証枠を確保。
- また、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる**上限額を引き上げ** (4,000万円/2億円⇒6,000万円/3億円)
- ※日本公庫は1月22日(金)、商工中金は2月1日(月)から運用開始。民間も全自治体で運用開始済。

民間 (信用保証)	4000万→6000万
日本公庫 (国民)	4000万→6000万
商工中金	2億→3億
日本公庫 (中小)	2億→3億

緊急事態宣言の延長に対する対応

- 迅速な資金繰り支援を行うために1月22日より実施している、日本政策金融公庫等における実質無利子・無担保融資等に おける、「直近1ヶ月」の売上減少(※)要件を、**「直近2週間以上」での比較も可**とする運用を**3月末まで継続**。
- (※)個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。
- さらに、改めて、関係省庁より、政府系・民間の金融機関に対して、**中堅企業への資金繰り支援も含め、一定期間の返済猶予** <u>や最大限柔軟な対応などを要請</u>済(1月17日に大臣名、1月8日と2月5日に中企庁長官・各省局長名)